

小規模企業共済と中小企業倒産防止共済

「小規模企業共済制度」と「中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)」は節税や将来の備えとして活用できる制度です。小規模企業共済制度は積立による退職金制度です。経営セーフティ共済制度は取引先が倒産した際に経営難に陥ることを防ぐための制度です。

	小規模企業共済	経営セーフティ共済
加入	個人で加入	法人・個人事業主で加入
加入資格	経営者・役員・個人事業主 会社規模により制限あり	法人・個人事業主 ・1年以上事業を継続 ・法人の場合 資本金 5,000 万～3 億円以下(業種による)
掛金の扱い	掛金全額が確定申告時に 所得控除となる	掛金全額が保険料として経費に なる
掛金額	月額 1,000 円～7 万円 増額・減額可能	月額 5,000 円～20 万円 増額・減額可能
支払方法	毎月振替・年払いも可能	毎月振替・年払いも可能
解約金の取扱	解約時期により 退職所得、雑所得、一時所得	法人・・解約時に収益計上 個人・・解約時に事業所得計上
注意点	加入期間が 20 年未満は元本 割れする	加入期間が 40 ヶ月以下だと元本 割れする
その他		掛金積立限度額は総額 800 万円
貸付制度	無担保、無保証で借入可能 (掛金の納付期間に応じた貸 付限度内)	取引先倒産時に無担保、無保証 で借入可能 掛金総額の 10 倍の金額(最高 8,000 万円)と回収困難売掛金 債権等の額のいずれか少ない方

支払時:小規模企業共済も経営セーフティ共済も掛金の全額が所得控除又は経費になるので節税効果があります。

受取時:小規模企業共済は 65 歳以降に老齢給付金として一時金又は年金で受取るのが一般的です。

経営セーフティ共済は本来事業保険的な役割の制度ですが、解約することで掛金分を払い戻すことができます。払い戻し金は雑収入となります。払い戻し金を個人事業主や経営者が自分の年金作りなどに利用することもできます。